

中小企業採用活動支援事業補助金

社員の採用活動にかかる費用の一部を補助します。

令和4年度版

【補助対象者】

- 中小企業又は個人事業主であり、町内に本社を有し、町税を完納していること。
- 正社員（労働契約の期間の定めがない、所定労働時間がフルタイム、直接雇用である労働者）の求人を行っていること。

【補助対象経費】

- 就職・転職情報サイトでの正社員求人情報の掲載料
- 県外で開催される合同企業説明会の出展料
- オンライン上での合同企業説明会の出展料
- インターンシップ実習生受入れの際の実習生への報酬、インターンシップ期間中に実習生を町内の宿泊施設に宿泊させる際の宿泊費

【補助金額】

- 対象経費合計の2/3以内**で、1事業者につき上限**20万円**
- ※実習生受入れについては、実習生1人あたり1日につき5千円を補助上限とし、対象の日数は5日間分まで。

申請方法や様式のダウンロードなど、詳しくは高浜町のHPをご覧ください。

【お問合せ先】高浜町 産業振興課

TEL：0770-72-7705

